

令和2年度 スポーツ安全保険に加入しましょう!

令和2年度スポーツ安全保険の加入受付が3月から始まります!子ども会や運動クラブなど団体活動を行う4人以上の人たちで加入ができます。万一のケガや賠償責任に備え加入しましょう。

心臓マヒや脳卒中などの突然死に対しては突然死葬祭費用保険が支払われます。掛金・補償内容は、次のとおりです。

※団体活動を行う4人以上の人たちでご加入ください。(加入者ごとに加入区分をご選択いただけます)

【加入区分・掛金・補償額】

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども (中学生以下) (特別支援学校 高等部の 生徒を含む)	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	上記団体活動に加え、 個人活動中も対象	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
大人 (高校生以上)	文化・ボランティア・地域活動、 団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	64歳以下	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	
		65歳以上	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (指導・審判を含む)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※B区分については令和2年4月1日と掛金の支払い手続きを行った日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の人が対象です。
(スポーツ活動・スポーツ活動の指導・審判をされる65歳以上の人はC区分では加入できません)

★短期スポーツ教室は、インターネット加入のみの受付です。

全年齢 【Web限定】	短期スポーツ教室の活動 (開催期間3カ月以内の スポーツ教室)	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
----------------	---------------------------------------	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	-------

【対象となる事故の範囲】

- 加入手続きを行った「団体の管理下における活動中」の事故と「その往復中」の事故(学校の管理下を除く)
- 「AW」においては「団体の管理下における活動中とその往復中」とそれ以外の「個人練習、個人活動中」の事故(学校の管理下を除く)
- 「AW」における「個人練習、個人活動中」の事故の場合には、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒および突然死は対象となりません。

【加入区分】

- 団体活動を行う4人以上の皆さんでご加入ください。加入区分は加入者ごとにお選びいただけます。
- 短期スポーツ教室(開催期間3カ月以内)の活動についてはインターネット加入限定となっております。また次の条件をすべて満たす講義・講習型のスポーツ教室をいいます。条件①実施する教室ごとに募集要項に基づいて参加者を募集している。条件②活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督している。条件③予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3カ月以内であること。

【保険期間】

- 3月中に申し込みの場合・・・令和2年4月1日～令和3年3月31日まで
- 4月1日以降に申し込みの場合・・・掛金を振り込んだ日の翌日～令和3年3月31日まで

☎スポーツ安全協会熊本県支部 ☎096-213-9015

3月22日は 熊本県知事選挙の投票日です

投票時間 午前7時～午後7時

投票所 入場券のおもて面に記載されている投票所

投票できる人

- 3月22日現在で満18歳以上で選挙人名簿に登録されている人(他市町村からの転入者については、住民票が作られた日から3カ月以上経過した人)

必要なもの

入場券 ※入場券は3月6日(金)までに郵便でお届けします。なお、お手元に届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で係員にお申し出ください。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭、旅行、レジャーなどで投票に行けない人は期日前投票ができます。

- 期 間 3月6日(金)～21日(日)
- 時 間 午前8時30分～午後8時
- 場 所 役場2階 第2会議室

不在者投票

出張などで南関町以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で、病院や老人ホーム(都道府県が指定した施設)に入院、入所中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。

- 期 間 3月6日(金)～21日(日)

☎南関町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎57-8500

今月の表紙



1月30日に南関御茶屋跡で行われた防火訓練の様子です。

伝楽人たちは初期消火の対応や消化器の使い方の指導を消防署員から受けました。

(関連記事はP6)